

国土交通省における「犯罪被害者等基本計画」の 進捗状況について

1. 「基本計画」における国土交通省の施策（6項目）

H17.12

基本
計画
閣
議
決
定

直ちに取り組む施策（6項目）

第1 損害回復・経済的支援等への取組（犯罪被害者等基本計画より抜粋）

1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

（8）保険金支払いの適正化等

ア（財）自賠責保険・共済紛争処理機構の事業に対する補助

エ（財）日弁連交通事故相談センターの法律相談及び示談斡旋事業に対する補助

オ 政府保障事業による保障金の支給

3. 居住の安定（基本法第16条関係）

（1）公営住宅への優先入居等

ア 公営住宅の同居親族要件の緩和等

イ（独）都市再生機構における機構賃貸住宅への優先入居の検討

ウ 公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供

1年以内、2年以内、3年以内に実施又は結論を得る施策については該当なし。

2. 施策の進捗状況

(1) 直ちに取り組むこととされている施策の進捗状況

1. 損害賠償の請求についての援助等(基本法第12条関係)

(8) 保険金支払いの適正化等

ア (財)自賠責保険・共済紛争処理機構の事業に対する補助

紛争の調停業務(平成17年度 465件)

- ・自賠責保険金の支払いに関し、被害者等の紛争処理申請に基づき、調停を実施。
- ・公正中立で、専門的な知識を持つ弁護士や医師等が支払い内容を審査

エ (財)日弁連交通事故相談センターの法律相談及び示談斡旋事業に対する補助

法律相談(平成17年度 34,848件)

- ・自賠責保険に関する自動車事故の損害賠償の支払いに関する法律相談を行う(ex.損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、損害賠償責任の有無、過失の割合、損害の請求方法等)
- ・示談斡旋(平成17年度 2,165件)
- ・自賠責保険に係る自動車事故事案の示談斡旋を行う

オ 政府保障事業による保障金の支給

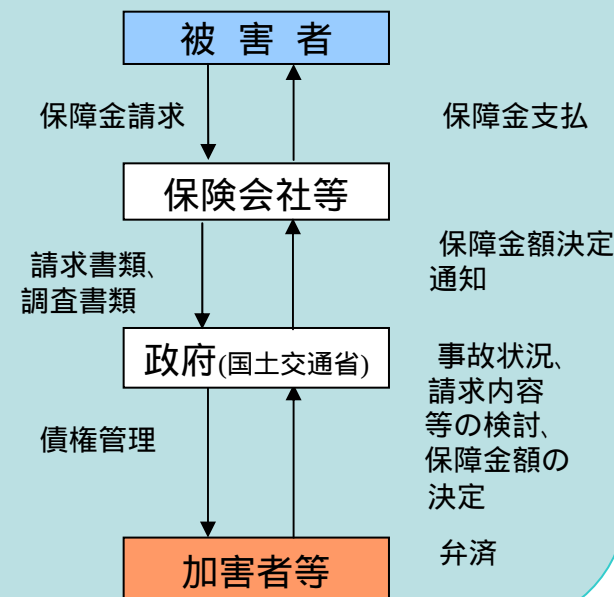
政府保障事業(平成17年度 3,154件)

- ・ひき逃げ等に遭った被害者に対し、政府が本来の加害者に代わって直接損害のてん補を行うもの。

【紛争調停のイメージ】



【政府保障事業のイメージ】



2. 施策の進捗状況

(1) 直ちにに取り組むこととされている施策の進捗状況

3. 居住の安定(基本法第16条関係)

(1) 公営住宅への優先入居等

ア 公営住宅の同居親族要件の緩和等

同居親族要件の緩和等

- ・DV被害者について同居親族要件を緩和し、公営住宅への単身入居を可能とした
(公営住宅法施行令の改正:平成17年12月2日公布、平成18年2月1日施行)
 - ・他の犯罪被害者等についても、目的外使用による入居を制度化した(「ガイドライン」の策定:平成17年12月26日)
- ##### 優先入居
- ・公営住宅の入居者の選考に際し、管理主体の判断により、犯罪被害者等を優先的に取り扱う
(「ガイドライン」の策定:平成17年12月26日)

イ (独)都市再生機構における機構賃貸住宅の入居優遇措置の検討

- ・従来からの単身入居や先着順入居受付(新規住宅を除く)等、入居機会の拡大の取り組みを踏まえつつ、犯罪被害者等に対する入居優遇措置()について、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況等を注視した上で、その必要性を引き続き検討する。
- () 現行の入居優遇措置:新規賃貸住宅の募集時に、当選率を10倍に優遇(高齢者、障害者、母子、父子世帯)

通常は申込本人の収入額が機構の定める収入額の1/2以上あることを要するところ、扶養等親族による家賃支払いの担保が得られる場合においては、1/2に満たない場合においても可とする(高齢者、障害者、母子世帯)

ウ 公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供

- ・公営住宅の入居に関する情報について、管理主体に対し募集パンフレットやホームページへの記載及び警察当局との連携による情報提供を要請した(「ガイドライン」の策定:平成17年12月26日)

注)ガイドライン:平成17年12月26日付住宅局長通知「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」「公営住宅管理の適正な執行について」

事務連絡「犯罪被害者等の公営住宅への入居に関する情報提供について」